

仕 様 書

1 件 名 小中学生向け受動喫煙対策リーフレット作成業務

2 作成物

- (1) 小学生向け受動喫煙対策リーフレット 50,000部
- (2) 中学生向け受動喫煙対策リーフレット 28,000部

3 目 的

より実効性のある受動喫煙対策の推進に向け、健康影響の大きい子どものいる世帯に対して、受動喫煙による健康影響や対策を効果的に周知するため、学校配布向けに特化した内容のリーフレットを作成する。

なお、読み手は学生及び保護者であり、クイズや漫画形式にするなど、配布対象ごとの興味・理解度に適したデザインや表現にすることで、子どもでも興味を持ち、かつ、わかりやすい工夫をすること、ページや内容ごとに読んでほしい対象がだれか、わかりやすい工夫をすること。例えば、リーフレット全体を子ども向けのデザインにし、子どもから大人に見せたいことをコンセプトとしたり、内容ごとに子ども向け、保護者向け、子どもと保護者一緒に読んでほしい部分などを分けて、デザインや内容を変えるなどが考えられる。

4 仕 様

- (1) タイトルについては、読み手が興味を引く魅力的なフレーズであること。
- (2) デザイン及び内容については、上記3の目的及び下記(3)を踏まえ、小学生向け、中学生向けの2種類を作成すること。
- (3) デザイン及び内容については、以下の記載する要素を盛り込み、受注者が作成すること。デザインには、イラストの作成及び写真等の使用を含めること。また、各リーフレットのどこかに千葉市の加曽利貝塚PR大使かそりーぬやオオガハスの妖精ちはなちゃん、当室が作成したキャラクターの「けむり帽子くん」、「たばキラ」を用いること。

【記載する要素】

下記のア～コの内、**【必須】**と記載のある項目については、リーフレットの内容として、必ず記載すること。

ア たばこの煙に含まれるもの**【必須】**

ニコチン、タール、一酸化炭素、約5,300種の化学物質（内、約70種の発癌性物質）

イ たばこの健康被害**【必須】**

- ・能動喫煙死亡者 約19万人
- ・受動喫煙（他人のたばこを吸わされたことによる）死亡者 年間1.5万人。交通事故の6倍。

受動喫煙により、脳卒中・肺がんは1.3倍、心筋梗塞等の虚血性心疾患は1.2倍、乳幼児突然死症候群は4.7倍、病気になるリスクがあがる。

ウ 受動喫煙とは**【必須】**

- ・受動喫煙とは、他人のたばこの煙（蒸気を含む）を吸わされてしまうこと。
- ・たばこの煙には、主流煙・副流煙・呼出煙の3種類あり、受動喫煙は副流煙と呼出煙から起こる。

エ 受動喫煙のルール

- ・行政機関、病院、学校など、子どもや患者が主に利用する施設は原則敷地内禁煙
- ・オフィス・商業施設・飲食店などは原則屋内禁煙
- ・例外的に屋内でたばこを吸える部屋がある場合は、店頭と喫煙室の入口に標識が掲示されている。また、20歳未満は大人と一緒に喫煙場所には立入禁止。

※下記の四角枠内の内容は**【必須】**

⇒標識をみてから、お店に入ろう。例としてたばこが吸える喫煙専用室の標識を掲載。

- ・一部の飲食店では、店内全体で喫煙可能なので注意。20歳未満は大人と一緒に入店できません。例として喫煙可能店の標識を掲載。
- ・加熱式たばこも規制対象。代表的な製品：アイコス、プルームテック、グロー、リルハイブリッド

オ SOSのススメ

- ・店頭で標識がないのに、店内で喫煙している人がいる施設。
- ・屋内の喫煙場所から禁煙場所に煙が漏れてくる施設。
- ・喫煙場所に20歳未満が立入している施設。
- ・店の出入口の前や歩道の脇に灰皿を設置している施設。

※隣家での喫煙にお悩みの場合、ご自宅が集合住宅の方は管理会社や管理組合へ。

カ 加熱式たばこも安全とは言えません**【必須】**

- ・「加熱式たばこ」と「電子たばこ」は別物。
- ・加熱式たばこにもニコチンなどの有害物質が含まれており、屋内での喫煙で、ニコチン濃度が上がる。
- ・市民アンケートで、紙巻たばこと比べて、加熱式たばこはリビングなど家の中の共用部で吸われていることがわかりました。
- ・加熱式たばこでも受動喫煙は起こります。
- ・煙がでない・においが少ない ≠ 健康影響がない・少ない

WHO見解有害物質の軽減が健康リスクを低減させるかどうかについては、現時点で科学的根拠はない

キ 子どもを受動喫煙から守る**【必須】**

- ・市が2019年、2020年に調査を行った結果、尿中ニコチン値5ng/ml以上となるたばこの煙の影響を受けている児童の9割の同居家族に喫煙者がいた。
- ・「千葉県受動喫煙の防止に関する条例」で、保護者には未成年者を受動喫煙から保護する努力義務が定められている。
- ・子どもを受動喫煙から守るためにできること。

たばこを吸う方 → 家の中（ベランダ、庭を含む）や車の中、子どもの前で喫煙しない。

たばこを吸わない方も → 子どもと一緒にお店で食事をする時は禁煙店！おとなと一緒に子どもは喫煙が可能なお店または部屋（室）には入れません！

※お店の喫煙環境を知るには表示をチェック

ク 三次喫煙（たばこの煙の残留）サードHANDSモーク **[必須]**

- ・ 部屋や自動車のソファ、カーペット、カーテンなどに付着し、再拡散。
- ・ 喫煙後、45分間は呼気から有害物質が排出。

ケ 禁煙支援 **[必須]**

- ・ 各区健康課では禁煙希望者へのサポートを行っています。
- ・ 禁煙外来治療費助成制度
市民対象に上限1万円で医療費の助成を行っています。

コ 子どもが受動喫煙から受けるリスクについて **[必須]**

- ・ 気管支炎や小児喘息などの呼吸障害を引き起こしたり、治りにくくなる。
- ・ 中耳炎になりやすくなる。
- ・ 虫歯や歯周病になりやすくなる。 **[小学生向け必須]**
- ・ アトピー性皮膚炎（肌荒れ） **[中学生向け必須]**
- ・ 成人後の発がん率が高くなる。

【加曽利貝塚 PR 大使かそりーぬ】

イラストのデータが掲載されているホームページ

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/shogaigakushu/bunkazai/kasori-nuillustriyou.html>



【オオガハスの妖精ちはなちゃん】



【けむり帽子くん】



【たばキラ】



(2) 体裁等

ア A4のフルカラー4面(A3 2つ折り)

イ 印刷紙は、再生マットコート紙90kgまたは同等品

(3) 校正は5回程度を予定。原稿データはPDFにて納品すること。納品時はA4のページ毎のデータも併せて納品すること。

(4) 権利関係

ア 本業務の履行に係る成果物(印刷物等)の所有権はすべて発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

ウ 受注者は発注者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

4 納入方法 100部ごとに間紙をいれて納品

5 納入場所 千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課
(千葉市中央区千葉港1-1高層棟5階)

6 納入期限 令和6年3月8日(金)